

## 報告第10号

### 長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年鳥取県条例第12号）第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	農林水産部森林・ 林業振興局林政 企画課	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	417,648	令和5年5月22日 ～令和10年3月31日	鳥取県森林経営 管理支援センター
2	東部農林事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	197,340	令和5年6月1日 ～令和9年3月31日	鳥取県農林水産部 東部農林事務所八 頭事務所
3	教育センター	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	269,841	令和5年5月15日 ～令和9年3月31日	鳥取県教育センター